

「平成 31 年度町内会加入促進啓発事業」企画運營業務 実施要領

1 業務名

「平成 31 年度町内会加入促進啓発事業」企画運營業務

2 背景

町内会・自治会は、防犯や防災、高齢者福祉、子どもの育成、除排雪など、札幌市民の生活を支えるさまざまな活動において重要な役割を担っている。

しかし、近年では、町内会等の加入率が低下し、活動の担い手不足や活動への参加者の減少など課題が浮き彫りになっている。

市民へのアンケート調査では、町内会への未加入の理由として「加入するきっかけがない」「加入の仕方がわからない」が約 4 割となっており、町内会に関する情報を多くの市民に提供することによって、一定の加入促進につながると考えられる。また、幅広い年代への「効果的な情報提供」が重要であり、その手法については「チラシ・リーフレット」「テレビCM」「SNS」「フリーペーパー」「公共交通機関」などが効果的との回答結果もあり、様々な媒体を用いた継続的な情報提供が必要であることから、時代に合わせた各種広告媒体等を用いた啓発活動を行う必要がある。

3 目的等

平成 25 年度から平成 26 年度にかけては、町内会活動を自分事として考えてもらう、ということコンセプトとして、マチトモキャンペーンを実施し、町内会活動の意義や役割の啓発を行った。

平成 27 年度から平成 30 年度にかけては、参加促進に向け一歩進んだ啓発広報を行うべく、町内会・自治会検索「マチトモ Navi」の周知と利用の促進をするため、各種広告媒体を効果的に組み合わせた情報発信を行ってきた。また「マチトモヒーローアクション隊」（平成 30 年度）として、住民が多く集まる地域の夏まつり等を中心に、町内会加入促進啓発ブースを出展して、地域の町内会とも連携しながら、直接的な情報発信として周知啓発を行ってきた。

こうした、各種広告媒体や直接的な働きかけにより、町内会活動の啓発広報や町内会検索ページへの誘導など一定の成果が出たと考えている。

平成 31 年度は、これまでの取組を踏まえ、引き続き町内会活動の意義や役割を啓発及び町内会検索の利用を促進しつつ、今後の町内会活動を担う世代（特に学生や若年層、子育て中の方）を対象に、各種広告媒体やイベント等での地域での啓発活動を実施し、多角的な情報発信を行うこととする。

4 履行期間

契約書に示す着手の日から令和 2 年 3 月 31 日（火）までとする。

5 費用の上限額（税込額）

10,593,000 円（消費税及び地方消費税 10%を含む）

6 業務内容

本事業は年度を通して実施し、町内会活動の意義や役割を啓発する継続的かつ統一的なキャンペーンとなるよう留意すること。

詳細な事業内容は、企画提案の結果によって、札幌市と受託者で協議し、調整するものとする。また、受託者は決定した事業内容に基づく制作、運営等の業務全般を行い、それに係る連絡調整及び費用の支払い等を行うこととする。

キャンペーンの企画内容は、下記に掲げる項目を満たしたものとする。

(1) 啓発における「テーマ（ストーリー）」の提案

町内会は防犯や防災、高齢者福祉、子どもの育成など、札幌市民の生活において重要な役割を担っており、その活動の多くは町内会役員などにより支えられている。これらを周知し実際の活動につなげるため、市民（特に学生や若年層、子育て中の方）が、「他人事ではなく自分事」として興味を持つような「テーマ（ストーリー）」を設定し提案すること。

(2) 「テーマ（ストーリー）」の周知

(1)で設定した「テーマ（ストーリー）」を周知するための各種広告媒体を活用した広報などを実施する。

広報にあたっては、周知だけを目的とするのではなく、受け手が親しみを持てるよう工夫し、町内会がより身近に感じる内容となるよう目指すこと。また後述する「町」という文字をモチーフにした「マチトモ」マークの認知度向上に向けた内容も取り入れること。広報手法にあたっては、前年度に実施したアンケートにて効果的と思われる情報発信手段の上位である「チラシ・リーフレット」「テレビCM」「SNS」「フリーペーパー」「公共交通機関」などを用いて実施すること。

(3) 直接的な働きかけ

町内会検索ページ「マチトモ Navi」が体験できる機会の提供、町内会活動について実際に体験できる機会の提供など、直接的な働きかけを行うようなイベントや講座等を企画し、10 回程度実施すること。また企画・実施にあたっては、地域とも連携した内容を可能な限り取り入れること。

(4) 不動産関連団体等との連携イベント

札幌市では、地域のまちづくり活動の役割と重要性を市民に周知し、町内会・自治会への加入促進を図るため、不動産関連団体等と協定を締結し、地域のまちづくり活動のPR等を連携して進めている（別添参照）。

このため、不動産関連団体等との連携による町内会加入等を促進する取組として北海道宅地建物取引業協会札幌地区5支部、全日本不動産協会北海道本部及びパーソルキャリア株式会社（旧株式会社インテリジェンス北海道支社）と連携して、町内会活動の意義や役割を啓発するイベントを1団体につき1日ずつ、合計3日間のイベントを実施すること。

各団体は相談ブースなどを出展するが、出展に必要なパネル等は各団体が用意することとなっているため、最低25m²程度の場所を、各団体に対して提供すること。

不動産関連団体等との連携イベントの内容は上述の3団体の了承を得ることから、審査会での契約候補者選定後、受託者との契約前に3団体と調整を行う予定である。その結果次第で提案と異なる契約締結となる場合があることに留意して提案に参加すること。

(5) 効果測定

(1)~(4)による効果について目標値を設定し、その測定を行うこと。

7 企画検討にあたって考慮すべき事項

- (1) 平成 25 年度から、「町」という文字をモチーフにした「マチトモ」(別添) マークを用い、また、平成 27 年度からは「マチトモ Navi」マーク(別添)を用い、継続性のある事業展開を実施していることから、平成 31 年度においても継続して両マークを用いること。
- (2) 地下鉄、電車等でポスターを有償掲出する場合は、その経費を見込むこと。
- (3) ノベルティを配布する場合は、その制作経費も見込むこと。
- (4) 事業 全体の企画にあたっては、他自治体の同様の取組等もふまえること。
- (5) 民間企業・団体との連携等も積極的に検討し、効果的な企画内容とすること。ただし、民間企業・団体との連携する際の調整は受託者が責任を持って行うこと。

8 業務日程表

受託者は、契約締結後速やかに、業務日程表を作成し、委託者の承諾を得ること。

9 報告書の作成

受託業者は、上記の実施項目の結果について報告書にとりまとめて、事業終了時に提出すること。

作成した報告書は、Windows7 及び 10 に対応した Word 文書で、事後にテキスト修正が可能な状態のデータを CD 又は DVD に保存し納品すること。また、テレビ等のメディアで放映したコンテンツは、適宜、視聴又は閲覧可能なデータとして CD 又は DVD で提出すること。

10 企画提案のポイント及び評価基準

前項 5 の項目を実施するに当たって、以下の点を考慮して企画提案を行うこと。

(1) 企画総合

ア 企画全体として、事業の目的に沿った効果的かつ効率的な事業計画及び企画・運営が提案されているか。

イ 事業全体の企画設計にあたっては、他都市で同様の事業を実施していないか、あるいは類似の取組で効果的な事例はないかを検討し、その内容を踏まえて、より効果的な企画が提案されているか。

ウ 広告の枠の確保、関係団体との交渉、実施体制やスケジュール等実現可能な企画提案となっているか。

(2) 啓発における「テーマ(ストーリー)」の提案

ア 町内会が行っている活動や抱えている課題などについての理解をしたうえでの提案か。

イ 本事業の対象である市民(特に学生や若年層、子育て中の方)がどのようなことに興味を持っているか把握しているか。

ウ 対象が興味を持つような「テーマ(ストーリー)」を提案できているか。

- (3) 「テーマ (ストーリー)」の周知
 - ア 広報にあたって、受け手が親しみを持ち、より身近なものとして感じるよう工夫がされているか。また、「マチモト」「マチトモ Navi」マークの周知についても行われているか。
 - イ 効果的と思われる各種広告媒体を活用し、期間・回数、効果などを十分に勘案した提案となっているか。
- (4) 直接的な働きかけ
 - ア 直接的な働きかけを行うようなイベントや講座等を、地域との連携も交えながら、効果的に実施する内容となっているか。
 - イ イベントや講座等の開催回数や開催期間が十分確保されているか。
- (5) 見積価格・積算内容
提案内容に対する経費の積算は、適正であるか。
- (6) その他
提案における先進性、独自性について特筆すべき点があるか。

11 応募方法

- (1) 質問の受付
企画提案に関する質問は、要旨を簡潔にまとめ、質問票 (様式 2) によりファクス又はEメールで令和元年5月16日(木)17時00分までに後述の担当者あてに提出すること。
質問者には随時回答するとともに、企画提案をいただくうえで広く周知したほうが良いと判断されるものは、質問者の名を伏せてホームページで公表する。
- (2) 参加意向申出書の提出
企画提案に参加する者は、郵送または持参により、以下の期限までに参加意向申出書 (様式 1 による。) を提出すること。
令和元年5月17日 (金) 16時00分必着
- (3) 提案書類の提出
 - ア 提出書類
以下の書類を各10部作成し提出すること。
 - (ア) 企画提案書 (前項5実施項目等の内容を網羅すること。)
 - (イ) 参考見積書
 - イ 提出について
 - (ア) 提出期限 令和元年5月24日 (金) 16時00分必着
 - (イ) 提出方法 郵送または持参
 - ※ 持参する場合は月曜日から金曜日 (祝日除く) の8時45分から17時15分までの時間に行うこと。
 - ※ 郵送の場合は前日までに必着とすること。
 - (ウ) 提出先 札幌市役所13階 市民文化局市民自治推進室市民自治推進課
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

12 選定方法

企画提案審査会において、評価基準に基づき審査を行い、総合的に最も優れている

と認められた者を契約候補者として選定する。

(1) 企画提案審査会

令和元年6月4日(火)、札幌市役所本庁舎

ヒアリングは、各社10分の説明と15分の質疑応答を予定している。時間等詳細については、別途通知する。

※ 提出された企画書等による事前審査を行う場合がある。

(2) 結果通知

審査の結果は、後日、参加者全員に対して文書により通知する。

(3) 契約の締結

原則として審査により選定された契約候補者との間で随意契約を行う。ただし、該当候補者の辞退等の理由により契約が締結できない場合は、企画競争実施委員会において次点であった者を契約候補者とする。

(4) その他

提案者が一者の場合でも、企画提案審査会を実施する。

企画競争実施委員会が定める最低基準点を超えない場合は契約候補者として認めない。

13 留意事項

(1) 著作権、肖像権等、他の人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。

(2) 受託業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。また、委託者である札幌市が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしないこと。

(3) 成果品及び資料等について、著作権等は札幌市に帰属するものとし、札幌市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。

(4) 映像、冊子等の作成物がある場合については、著作権、肖像権等の権利関係を整理し、札幌市が同様の目的のためにそれらを使用することを妨げないようにすること。

(5) 本実施要領に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を遵守すること。

(6) 企画提案にかかる費用は提案者の負担とする。

(7) 提出書類の取扱

ア 提出書類は返却しない。

イ 提出書類は、札幌市情報公開条例に基づき、公表する場合がある。

ウ 提出書類は、本件に必要な範囲で複製を作成することがある。

(8) 天災等の不測の事態により、文書等の到達が遅延する恐れがある場合は、事前に下記担当者まで連絡し、指示を受けること。

(9) 以下のいずれかに該当するときは、失格となることがある。

ア 提出書類に虚偽がある場合

イ 参加者及びその関係者が、選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合

ウ その他、本市が不適切と判断した場合

(10) 企画提案の内容がそのまま契約となるものではない。具体的な契約内容等は、選定後に札幌市との交渉を通して決定するものとする。

14 その他

- (1) 業務の履行に当たっては、運営体制や担当者等の氏名など、事前に札幌市に報告すること（様式は問わない）。
- (2) 委託業務の遂行にあたっては、委託者である札幌市と連携を密にして作業を進め、質疑が生じた場合は、委託者、受託者双方が協議をして、これを処理すること。

15 本件に係る問い合わせ先

札幌市市民文化局地域振興部市民自治推進室
市民自治推進課 大矢知 下田
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
電話：011-211-2253 F A X：011-218-5156
Eメール：shiminjichi@city.sapporo.jp

地域のまちづくり活動団体への支援に関する協定書

札幌市（以下「甲」という。）と社団法人北海道宅地建物取引業協会札幌地区5支部（以下「乙」という。）は、町内会・自治会等の地域のまちづくり活動団体の支援について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地域のまちづくり活動の根幹を担う町内会・自治会等の地域のまちづくり活動団体を活性化するため、地域のまちづくり活動の普及啓発と転入者等に対する町内会、自治会等への加入促進に関する甲と乙の連携について、必要な事項を定めるものとする。

(連携する事項)

第2条 甲と乙は、下記の事項について連携する。

- (1) 甲が作成した地域のまちづくり活動の普及啓発に係るリーフレット等について、乙は当該リーフレット等の配架又は配布を協力する。
- (2) 甲の依頼に基づき、乙は、町内会、自治会等への任意加入について、できる限り加入を検討していただけるよう、契約書の雛型等に町内会費の項目を記載するなど、集合住宅等への転入者の契約時に特段の配慮を行う。
- (3) その他、特に必要な事項

(必要経費)

第3条 甲と乙は、本協定により必要経費が発生した場合は、その負担等について別途協議を行うものとする。

(協定の効力及び更新)

第4条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに、相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成23(2011)年9月13日

甲 札幌市

代表者 市長 上田 文雄



乙 社団法人北海道宅地建物取引業協会札幌中央支部

代表者 支部長 山本 登



社団法人北海道宅地建物取引業協会札幌南支部

代表者 支部長 篠原 義博



社団法人北海道宅地建物取引業協会札幌西支部

代表者 支部長 朝野 邦太



社団法人北海道宅地建物取引業協会札幌南支部

代表者 支部長 細貝 政道



社団法人北海道宅地建物取引業協会札幌北支部

代表者 支部長 滝川 徹



地域のまちづくり活動団体への支援に関する協定書

札幌市（以下「甲」という。）と社団法人 全日本不動産協会 北海道本部（以下「乙」という。）は、町内会・自治会等の地域のまちづくり活動団体の支援について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地域のまちづくり活動の根幹を担う町内会・自治会等の地域のまちづくり活動団体を活性化するため、地域のまちづくり活動の普及啓発と転入者等に対する町内会、自治会等への加入促進に関する甲と乙の連携について、必要な事項を定めるものとする。

(連携する事項)

第2条 甲と乙は、下記の事項について連携する。

- (1) 甲が作成した地域のまちづくり活動の普及啓発に係るリーフレット等について、乙は当該リーフレット等の配架又は配布に協力する。
- (2) 町内会、自治会等への加入促進を目的として、地域のまちづくり活動の役割や重要性を啓発するイベント・パネル展などを実施する。
- (3) その他、特に必要な事項

(必要経費)

第3条 甲と乙は、本協定により必要経費が発生した場合は、その負担等について別途協議を行うものとする。

(協定の効力及び更新)

第4条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1か月前までに、相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24(2012)年9月10日

甲 札幌市

代表者 市長

上田 文雄



乙 社団法人 全日本不動産協会 北海道本部

代表者 本部長

細井 正喜



地域のまちづくり活動団体への支援に関する協定書

札幌市（以下「甲」という。）と株式会社インテリジェンス 北海道支社（以下「乙」という。）は、町内会・自治会等の地域のまちづくり活動団体の支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地域のまちづくり活動の根幹を担う町内会・自治会等の地域のまちづくり活動団体を活性化するため、地域のまちづくり活動の普及啓発及び町内会、自治会等への加入促進に関する甲と乙の連携について、必要な事項を定めるものとする。

（連携する事項）

第2条 甲と乙は、下記の事項について連携する。

- （1）甲が作成した地域のまちづくり活動の普及啓発に係る記事紙面について、乙が制作発行する冊子等において適宜掲載する。
- （2）その他、特に必要な事項

（必要経費）

第3条 甲と乙は、本協定により必要経費が発生した場合は、その負担等について別途協議を行うものとする。

（協定の効力及び更新）

第4条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1か月前までに、相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議事項）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26（2014）年12月12日

甲 札幌市
市長

上田 文雄



乙 株式会社インテリジェンス 北海道支社
支社長

岡村 和徳



マチ

MACHI-TOMO

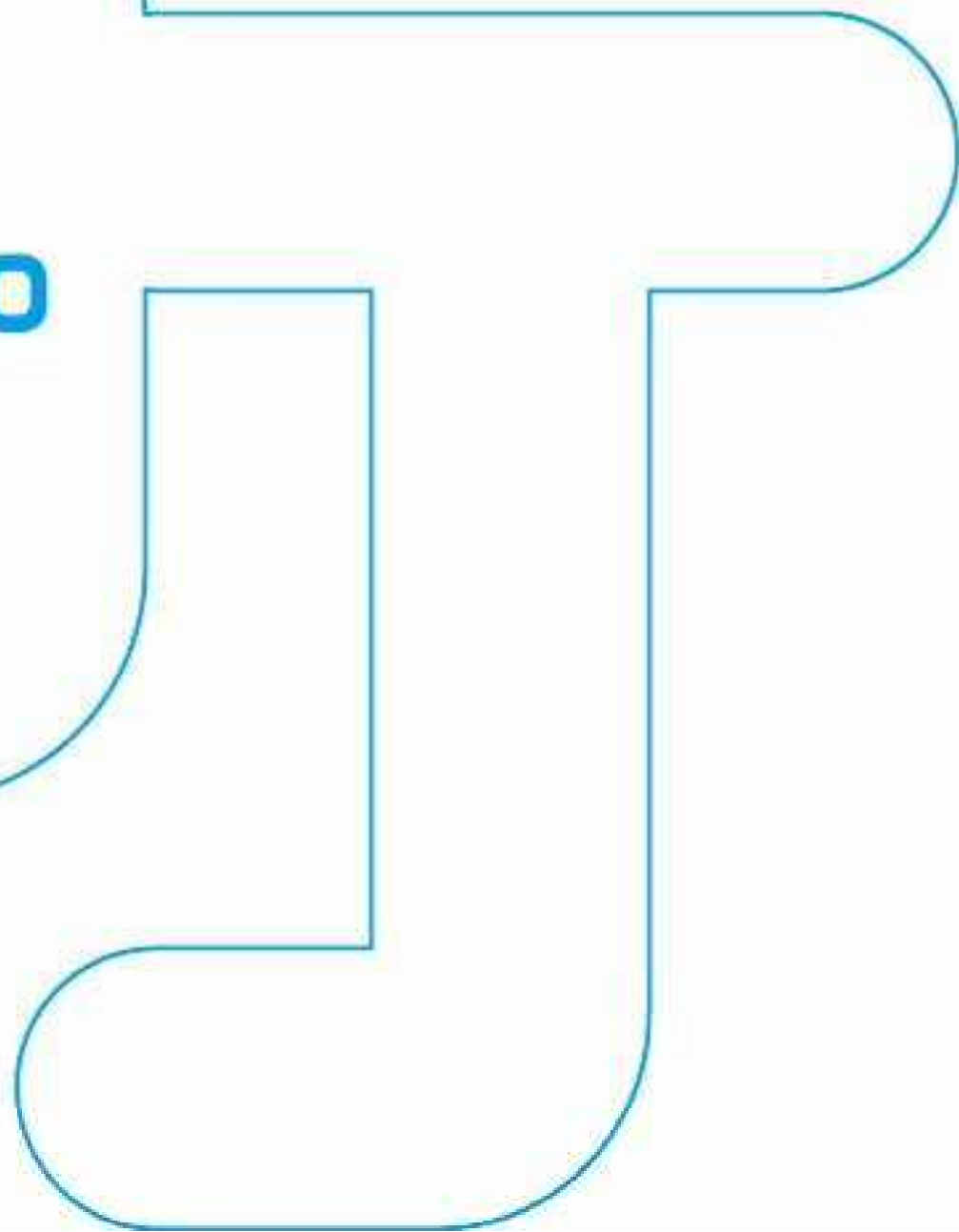
トモ



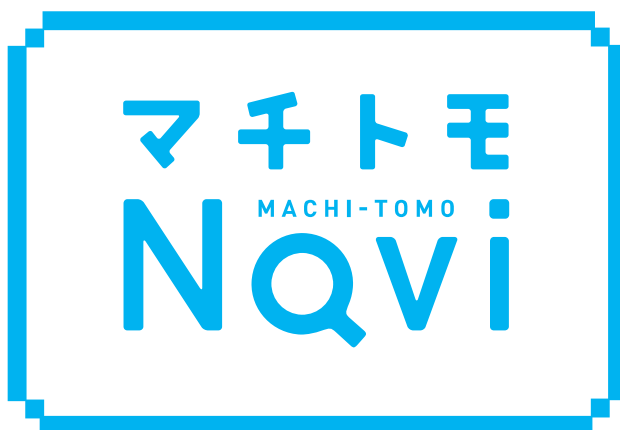
マチ

MACHI-TOMO

トモ



あなたはどこの町内会？



あなたはどこの町内会？

